

第5章 みどりのまちづくり施策

基本方針に基づく、みどりのまちづくりの施策体系を以下に示します。



基本方針1 みどりを守る

- | | |
|----------------|---------------------|
| (1) 雜木林の保全 | 協定、公有地化、管理、啓発、地区指定 |
| (2) 水辺の保全 | 護岸整備、湧水保全、市民参加、連携 |
| (3) 農地の保全 | 保全・活用、レジャー農園、連携 |
| (4) 歴史・文化遺産の保全 | 平林寺境内林・野火止用水・文化財の保全 |
| (5) 社寺林・屋敷林の保全 | 保全策の検討 |
| (6) 都市の安全性の確保 | 防災機能の保全、避難場所・避難路の整備 |



基本方針2 魅力あるみどりを創る

- | | |
|-------------------|-----------------------|
| (1) みどりの創出 | 市街地での緑化の推進 |
| (2) 人々が交流するみどりの整備 | 公園整備、リニューアル、パークマネジメント |



基本方針3 みんなで取り組む

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 協力体制の充実 | ボランティア支援、仕組みづくり |
| (2) みどりに関する啓発 | 機会・場の充実、講座・イベント開催 |
| (3) 情報の共有化 | 制度活用、仕組みの確立 |

5-1 基本方針 1 『みどりを守る』

(1) 雜木林（平地林・斜面林）の保全

市内に数多く現存し市の象徴にもなっている雑木林を始め、黒目川や柳瀬川に沿って連續したみどりの連なりを見せる斜面林などは、市の特徴的な景観を創出するとともに、動植物の豊かな生育空間となっています。

これらについては、「量」だけでなく「質」を向上させることが重要であると考えます。

① みどりの保全協定による保全・活用

みどりの保全協定は、所有者と協定を締結し、市内にある雑木林を保全しながら、身近にみどりを親しめるよう市民憩いの森として市民の利用に供している制度で、現在市内に13か所の憩いの森が設置されています。

これらの憩いの森について、引き続き、安全・安心に利用できるよう維持管理していきます。

② 市指定保存樹木等の指定による保全

市指定保存樹木等は、一定の基準に該当する樹木等を保存樹木等に指定することによりみどりを保全していく制度です。

今後も所有者の理解を得ながらこの制度を活用し、市内にある貴重な樹木等の保全に努めます。

■野火止フォレストパーク



■新座市指定保存樹木（野寺三丁目）

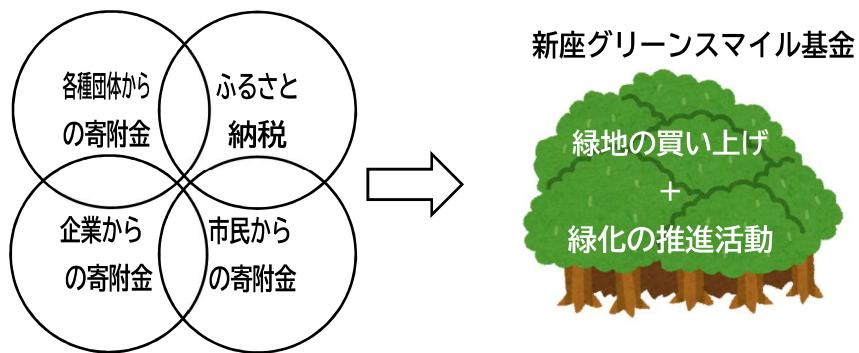


③ 公有地化によるみどりの保全

雑木林を保全していくには、公有地化を図ることにより保全していくのが一番の方法ですが、それには多くの費用が必要となります。そこで、今後公有地化すべき雑木林の検討を行い、市内の重要と目される雑木林については、新座グリーンスマイル基金を活用し、可能な範囲での公有地化による保全を続けていきます。

ア 新座グリーンスマイル基金の維持・充実・適正運用

イ 市民、企業への基金に対する意識啓発の推進



④ 相続税に関する国への働きかけ

雑木林などのみどりが減少していく大きな要因となっているものの一つに、相続に伴う山林の売却があります。相続が発生すると、相続税を納付するために山林が売却され、宅地化されることによりみどりが消失していきます。

そこで、相続に伴うみどりの保全対策として、山林の相続税納税猶予に関する制度の確立並びに山林の買取りに対する財政支援策の創出を、あらゆる機会を捉えて国・県に要望し働きかけていきます。

⑤ 雜木林の維持管理

ア 仕組みづくり

日常の管理を始め、雜木林のモデルづくり、生態系に配慮した維持管理方法など、雜木林を管理していくまでの仕組みづくりを確立するため、実際に雜木林での管理活動を行いながら、適正な維持管理方法について検討していきます。

■雜木林再生への取組

(総合運動公園内綠地)



(ア) 現況の把握と今後の保全策の検討

(イ) リサイクルシステムの仕組みづくり

(管理に伴い生じた剪定枝や伐採木の2次利用)

イ 新座市グリーンセンター

雜木林の管理・活用を足場としたパートナーシップの制度化を目的として平成14年（2002年）に設立された「新座市グリーンセンター」は、市内雜木林の維持管理活動の中心であるとともに、行政と市民を繋ぐ架け橋的存在となっています。今後は、活動場所の拡大、活動内容の見直し等、活動の更なる充実化を進めていきます。

■新座市グリーンセンターの活動



ウ 新座市緑の保全巡視員

市内の緑地内の動植物の持ち出し、植物の採掘、ごみ等の不法投棄等を防止し、市民一体となって緑地を保全するため、「妙音沢特別緑地保全地区」及び「野寺三丁目保全緑地（カタクリ山）」においてボランティアによる巡視等を行っています。

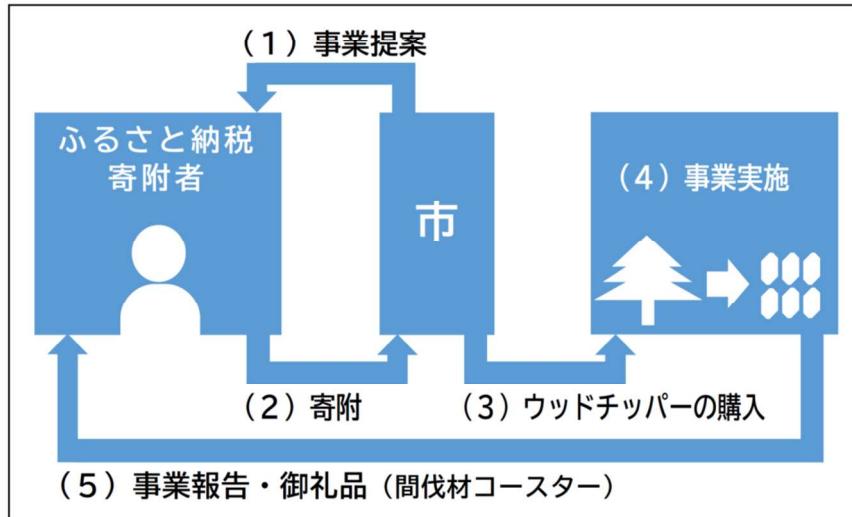
今後も、巡視員の有効な募集方法の検討や活動内容の見直し等を引き続き検討していきます。

■野寺三丁目保全緑地に咲くカタクリ



ウ ガバメントクラウドファンディングの活用

令和3年度（2021年度）に、ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」のサービスであるガバメントクラウドファンディングを活用し、「残したい雑木林循環プロジェクト」を実施しました。本プロジェクトで募った寄附を基に、枯枝粉碎機（ウッドチッパー）を購入し、新座市グリーンサポーター協力のもと、ウッドチップを作り、市内管理緑地内の散策路にまくことで、循環型の緑地管理を推進していきます。



■ガバメントクラウドファンディングの仕組み



■ガバメントクラウドファンディング募集チラシ

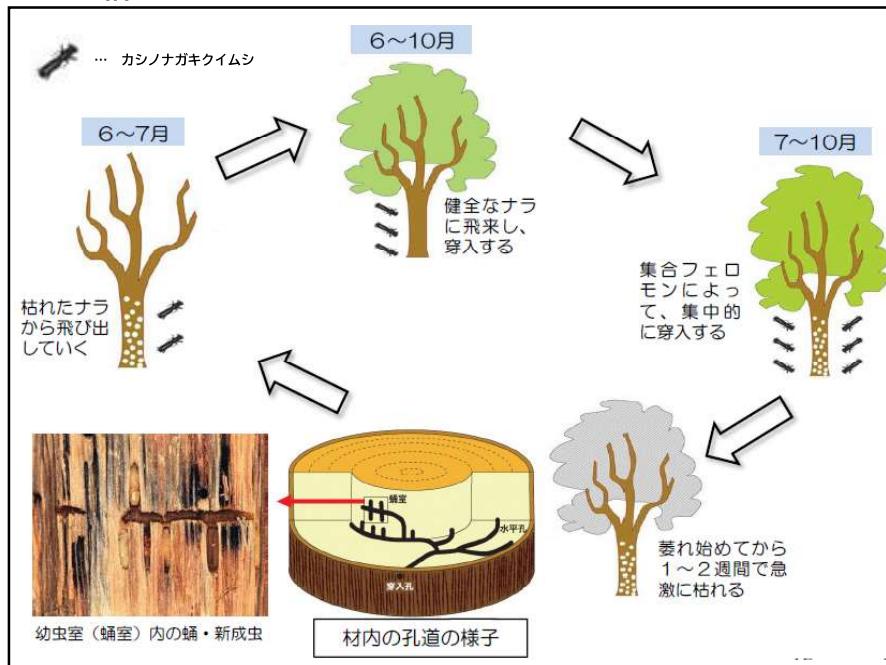
■寄附御礼品（間伐材コースター）

工 森林環境譲与税の活用

近年、「ナラ枯れ」と呼ばれる枯れ木被害が全国各地で発生し、本市でもとりわけ管理緑地において、被害が確認されています。

そのため、令和3年度（2021年度）から森林環境譲与税の一部を活用し、早期防除及び被害拡大防止に努めています。

■ナラ枯れのサイクル



出典：埼玉県のホームページを基に作成

■森林環境税【令和6年度（2024年度）から課税】

納稅義務者等：国内に住所を有する個人に対して課する国税

税 率：1, 000円（年額）

■森林環境譲与税【令和元年度（2019年度）から譲与】

譲 与 団 体：市町村及び都道府県

使 途：(市町村) 間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及
啓発等の森林整備及びその促進に関する費用

(都道府県) 森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用

使 途 の 公 表：インターネットの利用等の方法により公表



市職員による被害木調査



カシノナガキクイムシによる被害木



くん蒸処理（伐倒後）

⑥ 雜木林を通してみどりに関する教育・啓発の推進

みどりを後世につなげていくことが、私たちの使命でもあります。そこで、将来を担う子どもたちにみどりへの関心と理解を深めてもらうため、自然体験学習など、みどりに関する教育・啓発の推進に努めます。

ア 学校教育林としての活用

イ 新座っ子ぱわーあっぷくらぶにおける活動「森の子くらぶ」など

ウ 雜木林とグリーンサポーターに関する出前講座

エ 親子木工教室等

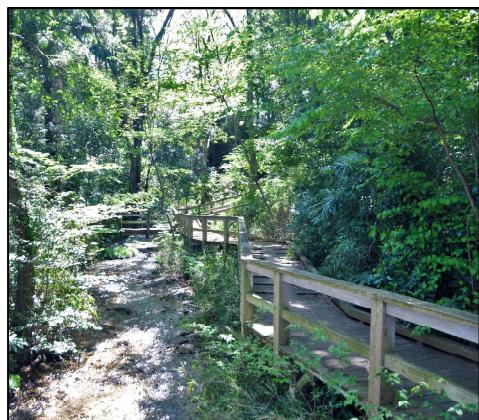
⑦ 妙音沢特別緑地保全地区の保全

本市は、栄一丁目にある約3.3haの斜面林（妙音沢緑地）が自然と共生した環境保全型の緑地として、平成16年（2004年）2月に都市緑地法に基づく妙音沢特別緑地保全地区に指定しました。

この緑地は、豊富な湧水と東京近郊では貴重な山野草が自生する多様で複雑な生態系を形成しています。この指定により、地区内の建築、伐採、土地の形質の変更等緑地保全以外を目的とした行為が制限され、将来にわたり緑地が保全されることになりました。

今後も、緑地の保全を継続しつつ、以下のとおり地区内の整備、管理を進めます。

■妙音沢特別緑地保全地区の位置及び現況



ア 地区の整備、管理

保全地区内の整備については、平成11年（1999年）3月に定められた「新座市栄一丁目緑地基本計画」に基づき、引き続き整備に努めます。

イ 地区内の土地の買入れ

令和4年（2022年）3月末現在、地区面積約3.3haのうち、市有地が約3.1ha、民有地が約0.2haあります。今後も、引き続き必要に応じて公有地化を進めます。

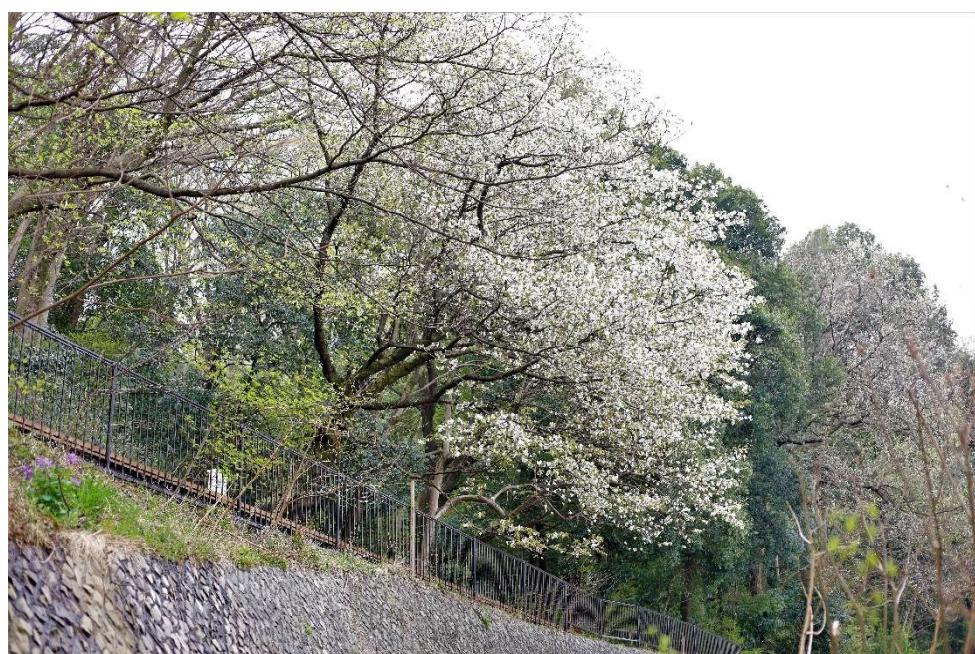
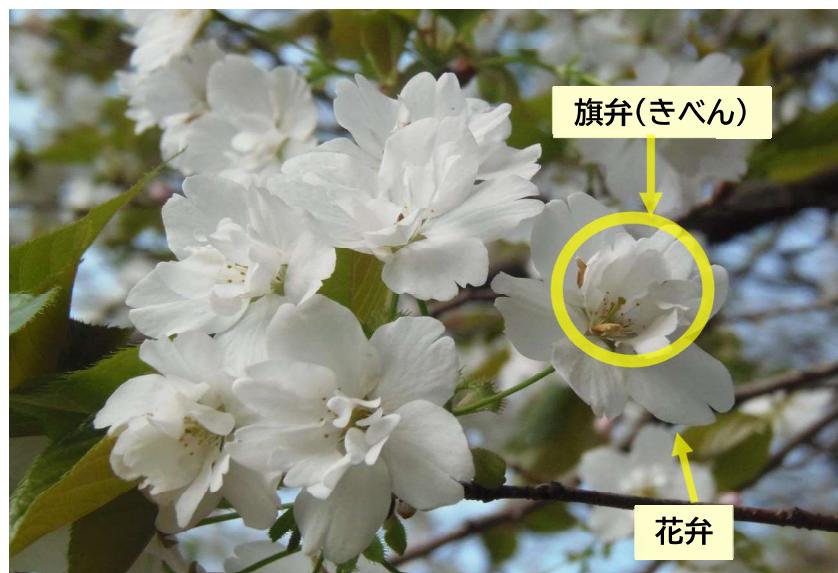
ウ ミョウォンサワハタザクラ（妙音沢旗桜）

妙音沢緑地内でサクラの新品種として発見され、平成26年（2014年）4月に「ミョウォンサワハタザクラ（妙音沢旗桜）」の名前がつきました。

桜の種類はオオシマザクラ系統の薄重大島（ウスガサネオオシマ）に属する桜で、花弁数が増えている変異個体の桜です。花弁数は5～10枚、花の形状は正常な5枚の花弁の他に雄しべが変化した旗のような形の花弁（旗弁・きべん）が5枚ほどできるのが特徴です。

この桜を将来にわたり保全していくため、市内造園業者の協力のもと、挿し木・接ぎ木等の手法による増殖を行い、市内の公園や市役所敷地内に移植しています。

今後も、ご支援くださる皆様の協力のもと、この桜を保全していきます。



■妙音沢緑地内に咲く「ミョウォンサワハタザクラ」の原木

⑧ 平林寺境内林と周辺の雑木林

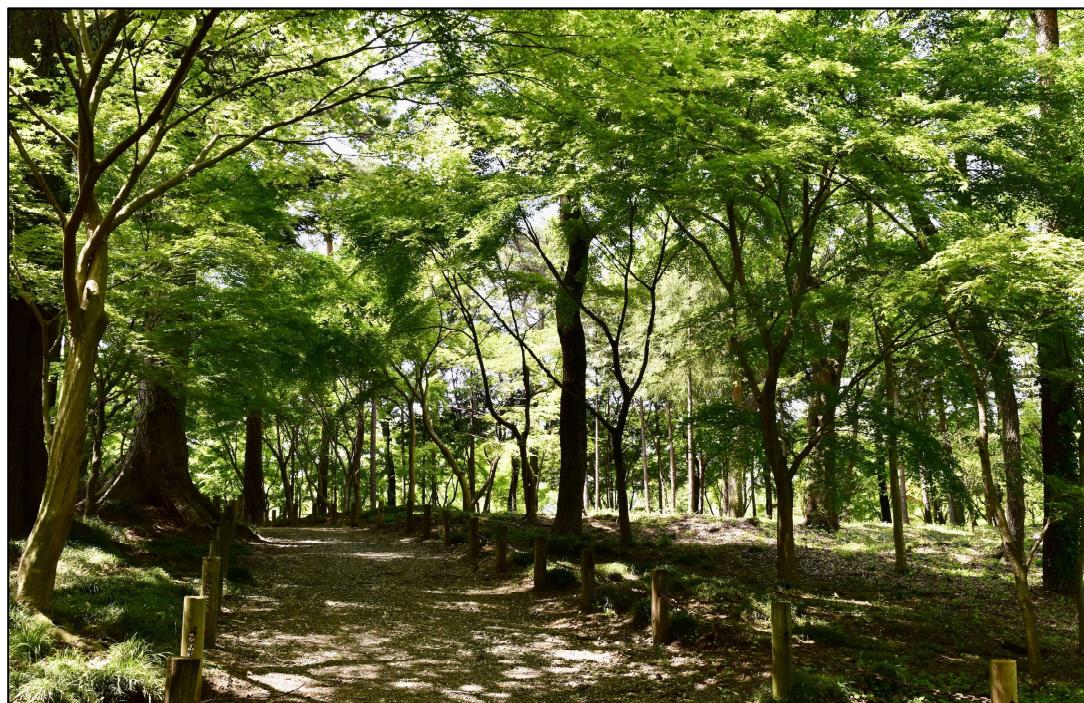
ア 平林寺近郊緑地保全区域の指定

平林寺境内林とその周辺の雑木林は、優れた自然環境を保全するため、首都圏近郊緑地保全法に基づく平林寺近郊緑地保全区域に指定されており、区域内については、近郊緑地保全計画に基づき、緑地の保全を行っていきます。

なお、平林寺近郊緑地保全区域のうち、特に保全が必要な地区については、平林寺近郊緑地特別保全地区に指定しており、地区内の建築、伐採、土地の形質の変更等緑地保全以外を目的とした行為が制限され、将来にわたり貴重な緑地を保全していきます。

イ ふるさとのみどりの景観地

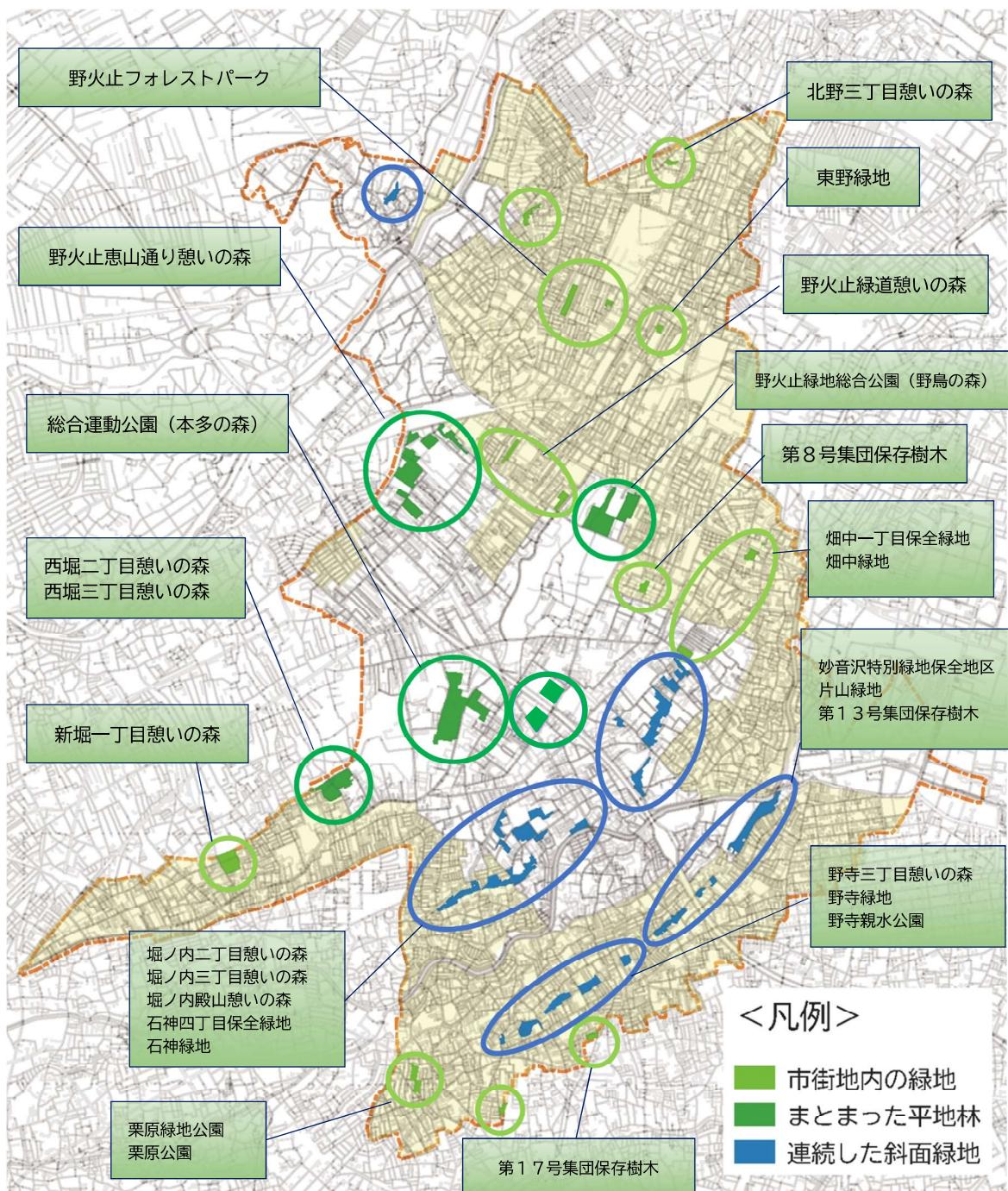
平林寺境内林は、埼玉らしさを感じさせる優れた風景として、埼玉県が制定したふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づく「ふるさとの緑の景観地」に指定されており、今後もこのふるさとを象徴する豊かなみどりの景観保全に努めます。



■境内林散策路

⑨ 新座市緑化推進協議会から「保全すべき緑地」として答申を受けた緑地の保全

平成10年（1998年）2月に新座市緑化推進協議会から保全すべき緑地として答申を受けた緑地について、「みどりの保全協定制度」及び「市指定保存樹木等の指定」により、保全を図ってきました。今後も、これらの制度等を活用し、保全に努めていきます。



■ 保存すべき緑地の位置図

⑩ その他、法令等に基づくみどりの保全・活用

その他の緑地保全策として、国における緑地保全施策や制度の活用を検討し、引き続きみどりを保全していきます。

みどり法人制度

概要

○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。

○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

○みどり法人として実施できる活動
(指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・市民緑地の設置及び管理
- ・特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

<みどり法人による緑地の設置・管理イメージ>



市民緑地の設置及び管理



緑地の保全及び管理

出典：国土交通省ホームページを基に作成

市民緑地契約制度

概要

○地方公共団体等が、300m²以上の土地等の所有者の申出に基づいて市民緑地契約を締結し（期間は5年以上）、地域住民の利用に供する緑地・緑化施設を設置・管理。

○案内板、ベンチなど、必要に応じ、利用や管理に必要な施設を整備。

○企業敷地内の緑地、人口地盤上の緑化施設等も市民緑地として設置することが可能。

○支援措置

・市民緑地内の緑地の適正な保全と利用を図るための施設の整備
(補助率1/2)を交付金により支援

○税制措置

・固定資産税が非課税（地方公共団体に無償貸し付けの場合）
・相続税が2割評価減（契約期間20年以上などの条件を満たす場合）

○契約締結状況（令和3年3月末現在）：全国168地区 約97.80ha



第1号市民の森（埼玉県鶴ヶ島市）



白樺市民緑地（埼玉県さいたま市）

北鳥山九丁目屋敷林市民緑地（東京都世田谷区）

出典：国土交通省ホームページを基に作成

(2) 水辺の保全

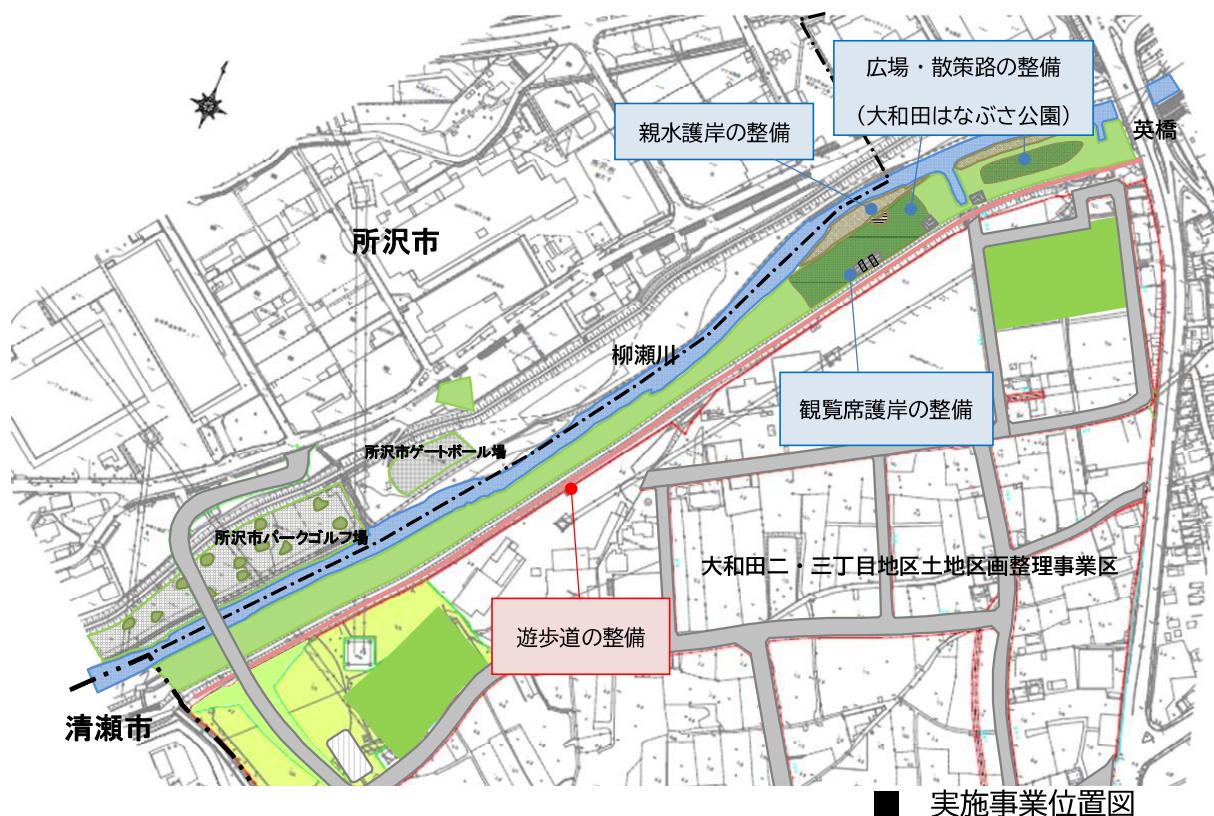
市内を流れる黒目川、柳瀬川などは、市民が憩える豊かな水辺環境とともに、多様な動植物の生育環境が形成されています。また、市の中心部を流れる野火止用水は、市の象徴とも言える特徴的な景観を見せてくれます。

今後も、自然と共生し、市民が自然と触れ合うことのできる豊かな水辺空間の保全に努めます。

① 川の国埼玉 はつらつプロジェクト

本プロジェクトは、埼玉県が「川の国埼玉」の実現に向け、安らぎとにぎわいの空間創出や清流の復活といった川の再生事業を市町村及び地域住民と協働して実施するものです。本市では、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業区域内の柳瀬川沿いを対象エリアとし、平成30年度（2018年度）から令和2年度（2020年度）まで事業を実施しました。

今後も、このような機会を捉え、県や流域自治体と連携し、河川環境の整備に努めていきます。



② 哑音沢の湧水

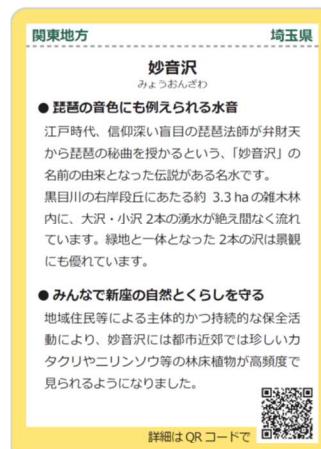
妙音沢緑地では、豊富な湧水とともに、希少な生物の生息地ともなっており、周辺のみどりとあいまって豊かな自然環境が形成されています。

また、妙音沢の湧水は、地域の生活に溶け込んでいる清澄な水環境であり、特に、地域住民等による主体的かつ持続的な保全活動が行われている名水として、平成20年（2008年）に環境省が所管する「平成の名水百選」に選定されました。

今後も、妙音沢の湧水を持続的に保全をしていきます。



■妙音沢緑地内を流れる湧水



■名水百選カード

③ 市民参加による保全活動の支援

河川などの水辺環境を良好に保全していくには、行政だけでなく市民と協力しながら、市全体で保全、管理していくことが大切です。今後も、引き続き市民参加による水辺環境の保全活動を進めていくとともに、市民団体等が行う河川などの清掃活動への支援を進め、水辺環境の良好な保全に努めます。

(3) 農地の保全

都市における農地は、都市住民の生活と隣り合った農業生産の場として、保全すべき貴重な空間です。国においても、都市農地を「宅地化すべきもの」から、都市に「あるべきもの」へ、位置付けを大きく転換しました。

ライフスタイルの多様化に対応したゆとりと潤いのある住宅地の創出、教育・福祉・観光・コミュニティ等の新しい価値を創造するオープンスペースなど、その重要性は、今後より一層高まっていきます。

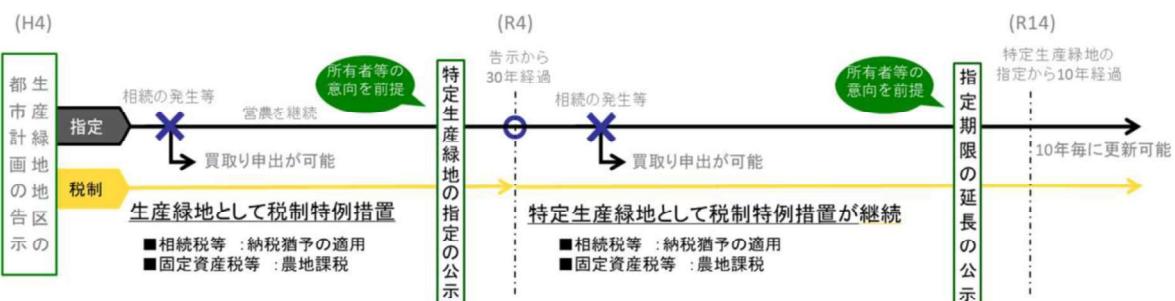
① 特定生産緑地制度

特定生産緑地制度とは、申出基準日（都市計画決定から30年が経過する日）が近く到来することとなる生産緑地について、市町村長が、所有者等の意向を基に特定生産緑地として指定し、買取りの申出が可能となる期日を10年延長する制度です。

これにより、申出基準日以後も、引き続き生産緑地が保全され、良好な都市環境の形成が図られることが期待されます。

※令和4年（2022年）には、生産緑地地区のうち、面積ベースでおおむね8割にあたる生産緑地が、指定から30年が経過します。

■特定生産緑地に指定する場合



■特定生産緑地に指定しない場合



特定生産緑地指定の手引き（国土交通省）を加工して作成

② 都市農地賃借法（都市農地の賃貸の円滑化に関する法律）

都市農地賃借法が制定され、生産緑地の賃借が安心して行える新たな仕組みが平成30年（2018年）9月1日にスタートしました。

農業従事者の減少・高齢化が進展する中、この新たな仕組みを活用して、賃借により都市農地を有効活用することを考えていくことも重要です。

都市農地賃借法の概要（都市農地を借りて自ら耕作する場合）

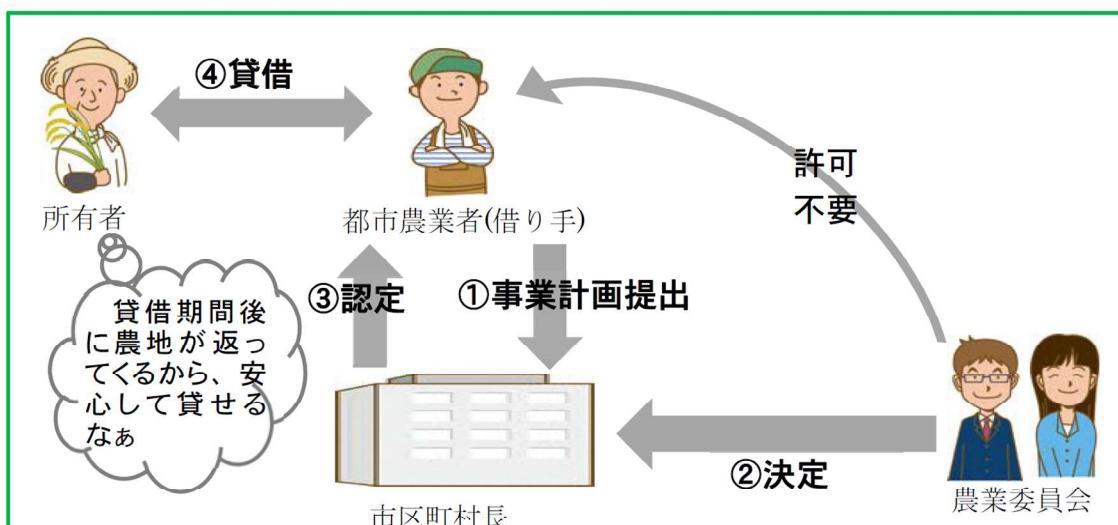
(1) 制度を利用するメリット

	通常（農地法による貸借）	都市農地賃借法
・法定更新 (農地法による契約の自動的更新制度)	適用される 契約を更新しないことについて知事の許可がない限り農地が返ってこない	適用されない <u>契約期間経過後に農地が返ってくるので安心して農地を貸せる</u>
・相続税納税猶予制度	打ち切り 納税猶予が打ち切られ、猶予税額と利子税の納税が必要	継続 相続税納税猶予を受けたままで農地を貸すことができる

(2) 貸借の手続

都市農地の借り手が耕作の事業に関する計画（事業計画）を作成の上、市区町村長の認定を受けることができます。この認定を受けた事業計画に従って都市農地に設定された賃貸借等は、上記メリットを受けることができます（相続税納税猶予制度については税務署への届出が必要）。

また、市区町村長による認定の際に農業委員会の決定を経ているので、改めて農地法に基づく農業委員会の許可を受ける必要がなくなります。



(3) 事業計画の認定の基準

- ・都市農業の機能の発揮に特に資する基準に適合する方法により都市農地において耕作を行うか
 - 例 → 生産物の一定割合を地元直売所等で販売
 - 防災協力農地として市町村等と防災協力協定を締結
 - 都市住民が農作業体験を通じて農作業に親しむ取組 など
- ・周辺地域における農地の農業上の利用の確保に支障を生ずる恐れがないか
- ・農地の全てを効率的に利用するか など

都市農地の賃借の円滑化に関する法律のPR資料（チラシ）（農林水産省）を加工して作成

③ 市民農園（貸し農園）の充実

みどりの持つ機能や役割が再認識されてきている現在、身近に自然と触れ合う場の要望が年々高まっています。本市では、自然と触れ合うとともに、農業に対する理解を深めることを目的に、市民農園（貸し農園）を開設しています。今後も、休耕地などを活用した市民農園（貸し農園）の開設を支援します。

■市街化区域内の農地



■市内の市民農園（貸し農園）



④ 都市農地の保全に関する連携協定

本市は、令和元年（2019年）11月15日に、都市農地所有者のために互いに協力して、都市農地の保全と活用による多面的機能を発揮するとともに、新たな制度を適切に農業従事者に伝え円滑な運用を図ることを目的として、近隣三市（朝霞市、志木市、和光市）及びあさか野農業協同組合と都市農地の保全に関する協定を締結しました。

今後も、この協定に基づき、近隣三市及びあさか野農業協同組合と連携し、都市農地の保全に努めていきます。

(4) 歴史・文化遺産の保全

市内には、平林寺境内林や野火止用水など豊かな自然環境の残る歴史的文化遺産が数多く残されています。

これらは貴重な文化遺産であるとともに、武蔵野の面影を残す市の象徴的な景観を見せてくれます。

今後も、これら文化遺産の保全に努めながら、緑地の保全と魅力ある景観の保持に努めます。

① 平林寺境内林（国指定天然記念物）の保全

ア 法に基づく保全

平林寺境内林は、市の象徴的な郷土景観を形成する貴重な緑地であるとともに、県内平野部における屈指の鳥類生息地であるなど、豊かな生態系が形成されており、文化財保護法に基づく国指定天然記念物となっています。

今後も、武蔵野の面影を色濃く残すふるさとのみどりとして境内林を保全します。

イ 緑地保全特別助成金の継続

現在、平林寺境内地の樹木の保全、管理を図るため、維持管理に係る費用の一部を助成しています。

引き続き、緑地の保全と景観保持に努めていくため、この制度を継続していきます。

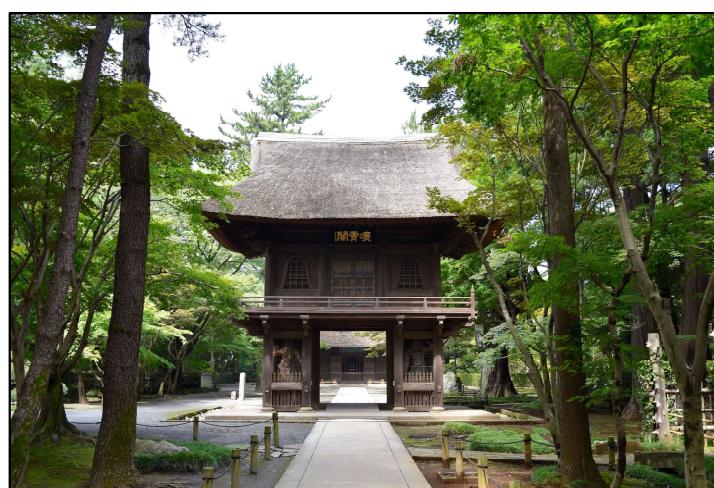
② 野火止用水の保全

県の指定史跡である野火止用水は、周辺のみどりとあいまって豊かな自然環境と魅力ある景観を形成しています。

今後も、この貴重な文化財を保全するとともに、市民による清掃活動など市民一体となった環境美化にも努め、魅力ある景観の保持と自然環境の保全に努めます。

③ 文化財の保護

市内には、様々な歴史的文化遺産が数多く残されており、その周囲に豊かなみどりが形成されているものが多く、文化財の保護に併せて、みどりの保全に努めます。



■平林寺山門（県指定有形文化財）

(5) 社寺林・屋敷林の保全

社寺林や屋敷林は、長い歴史的風土の中で育まれた豊かな緑地空間を形成しています。

また、これらは武蔵野の特徴的な景観を残す貴重なみどりとなっており、その保全策を検討します。

(6) 都市の安全性の確保

市街化が進む本市では、都市型災害に対する防災対策が大変重要な課題でもあり、今後は防災機能としての役割を持つみどりの保全と緑化を推進しながら、同時に災害に強いまちづくりを目指していきます。

① 防災機能を持つみどりの保全

みどりは、火災時の延焼防止や雨水等の自然浸透による水害の防止など、災害に対して防災面での大きな役割を担っています。

今後、こうした農地等のみどりの保全に努め、同時に災害に強いまちづくりを推進します。

② 避難場所としてのみどり

既に避難場所として指定されている学校などのほかに、一時避難場所として活用できる公園や農地など、みどりのオープンスペースの確保に努めます。

また、今後の公共施設の整備においては、防災拠点としての役割を考慮した配置と避難場所としての機能整備に努めます。

③ 街路樹の整備

みどりは延焼防止に効果があり、街路樹などは火災発生時の防火帯にもなります。

また、災害発生時においては、避難場所までの安全な避難路を確保することが大切であり、今後避難路などに防火性を考慮した効果的な街路樹の整備に努めます。

■避難路緑化のイメージ



④ 生け垣設置の奨励

生け垣は、火災の延焼防止や地震発生時の壟の倒壊防止にもつながるもので、今後も開発行為における緑化指導の中で生け垣の設置を奨励していきます。

■生け垣化のイメージ



5-2 基本方針2 『魅力あるみどりを創る』

(1) みどりの創出

比較的みどりに恵まれた本市でも、市街化が進む中でその面積は年々減少していく傾向にあります。特に市街地においては、住宅を始めとして公共施設や事業所など様々な施設が立ち並び、中にはほとんどみどりの存在を感じることのできない場所もあります。

今後は、みどりの保全とともに積極的に緑化の推進を図り、新しいみどりの創出を進めます。

① 公共公益施設の緑化の推進

公共施設の緑化については、民間施設より高い基準を定めて緑化に取り組んでいますが、緑化率の低い施設が存在しており、必ずしも緑化が十分であるとは言えません。

公共施設の新規整備に当たっては、緑化基準に基づく緑化を進めるとともに、特殊緑化（ソーラーパネル等）や屋上・壁面緑化の取組を進めます。

② 河川、道路などにおける緑化の推進

河川や道路などにおける緑化は、防災面や豊かな都市景観を形成する大変重要な要素であるため、関係機関へ整備を要望するとともに、身近なみどりの創出に努めます。

ア 地域別フラワーロード等の推進

イ 道路整備などにより発生した残地やオープンスペースを活用したみどりの創出

③ みどりの連続性の確保

河川や道路などの緑化を推進しながら、主要な公園や緑地、遊歩道などとつなげることにより、みどりの連続性を確保し、潤いのあるみどりのネットワーク化を進めます。

■野火止用水平林寺堀



■畠中黒目川公園



■道路の緑化（はなみずき通り）



④ 民有地における緑化の推進

現在、本市ではみどりのまちづくり条例などに基づき、一定基準以上の開発行為等には緑化基準を設けて緑化を推進していますが、市街地の一部では、建物が密集していて緑化スペースの確保が難しいケースがあります。このような地域では、地上部への緑化に代わる、特殊緑化（屋上緑化及び壁面緑化）の緑化基準を設けています。

今後も、地域の状況に応じた緑化を進めていくとともに、緑化後のみどりの継続的な管理を促すような仕組みづくりを検討していきます。

- ア 市の木（モミジ）、市の花（コブシ）の植栽の推奨
- イ 駐車場緑化の推奨
- ウ 市街地における特殊緑化の推奨
- エ 生け垣設置に関する助成



■特殊緑化（壁面緑化及び屋上緑化）のイメージ



■住宅地での緑化



⑤ 共創による緑化活動の推進

緑化は、単に公共公益施設や民間の開発に伴い推進しているものだけではありません。今後、ボランティア団体などが行っている活動に対する支援方法や市民、各種団体や事業者との共創によるみどりの創出のための仕組みづくりを検討していきます。

⑥ 緑地協定制度による緑化の推進

市街地の良好な環境を確保するため、所有者等の全員の合意により、その区域の緑地の保全又は緑化に関する事項を協定する制度です。

この協定を結ぶことにより、住民自身による自主的な緑地の保全と緑化の推進が期待できます。

本市では、平成16年（2004年）4月に大和田五丁目地区内の一団の土地について、第1号の緑地協定が締結されており、今後もこの制度を活用した緑地の保全と緑化の推進に努めます。

■緑地協定によるみどりの創出



⑦ その他各法令に基づく緑化の推進

都市緑地法などによる緑化施策や制度の周知・活用を検討します。

市民緑地認定制度

概要

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
- 地方公共団体が用地取得し都市公園を整備することには限界がある一方で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
- 市民緑地制度を創設し、NPO法人や企業等の民間主体が空き地等を活用して公園と同等の空間を創出する取組を促進。

市民緑地認定制度の創設

概要

空き地等を地域住民の利用に供する緑地として設置・管理する者が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、一定期間当該緑地を設置・管理・活用する制度を創設。

対象要件

- 対象区域 緑化地域又は緑化重点地区内
- 設置管理主体 民間主体（NPO法人、住民団体、企業等）

認定基準

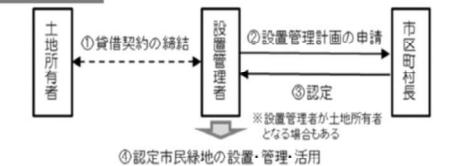
- 周辺地域で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足
- 面積 300m²以上
- 緑化率 20%以上
- 設置管理期間 5年以上 等

支援措置

税制 みどり法人が設置管理する認定市民緑地の土地（無償貸付又は自己保有に限る）に係る固定資産税・都市計画税の軽減
[3年間 原則1/3軽減(1/2~1/6で条例で規定)]
※令和3年3月31までの時限措置

予算 みどり法人が設置管理する認定市民緑地における植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助（1/3負担）
【交付金：市民緑地等整備事業の拡充】

制度のフロー



本制度を公有地（普通財産）で活用する自治体のメリット

- 民間の開発に合わせて活用することで、公園的空間を創出
- 緑地の管理運営を、民間事業者の資金で実施することが可能
- 緑地の管理運営水準を、法的に担保することができる
- 住民1人当たり都市公園面積を増やすことが可能

いずれも自治体の財政負担なし



出典：国土交通省のホームページを基に作成

身近なみどり市町村支援事業（埼玉県）

概要

○身近なみどりの創出・再生に係る事業を実施する市町村等に対し、埼玉県が補助金を交付。

1. 補助対象事業

市町村（さいたま市を除く）等が実施する、みどりの創出・再生に関する事業を対象（屋上緑化、壁面緑化、500m²以上の芝等による緑化、萌芽更新等）

2. 補助の対象者

市町村（さいたま市を除く）、特別地方公共団体

3. 補助率及び補助限度額

補助対象事業費の1/2、1,000万円まで

※令和4年（2022年）4月現在



公園の芝生化（イメージ）



萌芽更新（イメージ）

出典：埼玉県のホームページを基に作成

（2）人々が交流するみどりの整備（魅力ある公園づくり）

本市では、いまだ地域によって公園の整備に偏りがあること、十分緑化が図られていないことなどの問題や近年の大規模災害に対する防災機能向上の面から、防災拠点としての公園整備が求められています。

また、地域間のバランスに配慮した公園整備を進めながら、地域の特性やその目的に応じた公園づくりとともに、市民との共創による魅力ある公園づくりを推進します。

① 市の拠点となる公園等の整備

本市では、地域の拠点となる公園として街区公園や緑地公園、運動公園の整備を進めてきましたが、現状では地域によって配置状況が不均衡であり、また面積も十分であるとはいえない。

特に、市内には近隣公園や地区公園などは整備されておらず、今後こうした地域の拠点となる公園の確保に努めます。

ア 住区基幹公園などの整備

地域の拠点となる公園として、大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地内や新座駅北口土地区画整理事業地内での公園整備など、土地区画整理事業に合わせ、魅力ある街区公園の整備を推進するとともに、道場一丁目地内において新座セントラルキッズパークの整備を進めます。

イ 都市基幹公園などの整備

本市には、市の核となる公園として、総合運動公園が整備されています。

今後も本市のスポーツ・レクリエーション及び自然観察の中核となる「みどりの拠点」として維持・管理をするとともに、設備等のリニューアルを進めます。

ウ 広域避難地としての公園の整備

地震災害時における火災の延焼防止のための防災空間（オープンスペース）としての役割や、市内周辺からの避難者を収容する、広域避難地としての公園整備を進めます。

② 公園の計画的リニューアル

現在、市にある公園の多くで経年劣化による施設の老朽化が進んでいます。

今後、既存の公園について、リニューアル計画の策定を検討し、小さな子どもが遊べる遊具やお年寄りが利用できる健康器具の設置、水の遊び場の設置など、幅広いニーズに応える公園づくりを進めます。また、公園施設の新設・改良に当たっては、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮した整備を行います。

③ 公園用地等の公有地化や借地による公園整備の検討

市内の公園の多くは借地であり、今後不測の事態等に対応していくため公園用地等の公有地化に努めます。

あわせて、地域の状況や要望を見極め、公園を確保する必要がある場合は、借地による都市公園整備を図ります。

④ 拠点公園などを結ぶネットワークの構築

主な拠点となる公園や緑地をはじめ、河川、道路などを結ぶみどりのネットワークを構築していきます。

⑤ 市民・事業者・行政の共創によるパークマネジメントの検討

これまでの地域住民による公園の清掃活動やふれあい花壇の設置のほか、市民を始め、事業者による公園の維持管理の仕組みづくりを進めます。

公園の新規整備に当たっては、規模や立地場所の条件などを踏まえ、柔軟なルールの設定や特色ある公園づくりの推進など、公園運営への市民参加を広げる取組を進めます。

また、公募設置管理制度（Park-PFI）による園内への飲食店や売店の設置など、民間事業者の資金やノウハウを活用した公園の整備・改修及び管理手法を研究し、官民連携によるパークマネジメントを検討します。

■ふれあい花壇事業（新座駅南口公園）



5-3 基本方針3 『みんなで取り組む』

(1) 協力体制の充実

市街化の進む中、今後も良好にみどりを保全していくには、市民の理解と協力が不可欠であり、これからは市民参加によるみどりの保全活動が求められています。

みどりは、私たちに多くの恩恵を与えてくれる財産であり、今後は、市民、事業者、行政等が一体となり、緑地の維持管理活動を始めとして、みどりに関するあらゆる活動において協力体制の充実を図りながら、市全体でみどりを守り育てていきます。



① 市民ボランティア活動の推進と支援体制づくり

現在、公園や雑木林の一部で町内会などによる清掃活動や市民ボランティアによる雑木林の維持管理活動などが行われています。

今後も引き続き、みどりに関する活動を行う市民団体の育成とその支援体制づくりを積極的に行い、市民活動の支援を推進します。

② 維持管理の仕組みづくり

市民参加による活動の充実を図るため、公園や道路など、市が所管する公共施設を企業や市民が主体となり管理する「アダプト制度」や、公園・緑地運営への市民参加を広げる取組など、みどりを維持管理していく仕組みづくりを引き続き検討します。

(2) みどりに関する啓発

市内のみどりを守り育てていくには、市民や事業者、行政などが、共通した認識を持ち、それぞれの役割の中で一体となって活動していくことが大切です。

そこで、今後より多くの市民にみどりへの関心と理解を深めてもらうため、みどりに触れ合う機会の充実を図るとともに、みどりに関する啓発活動を積極的に推進します。

① みどりにふれあう機会の充実

みどりを保全していくには、市民の理解と協力が必要不可欠です。

市民が身近にみどりを感じて愛着を持ってもらえるよう、美化活動やタケノコ掘り体験等を通じてみどりと触れ合える機会の充実を図ります。

② みどりに関する講座・イベントの開催

より多くのみどりに親しむ機会を設け、みどりへの理解と愛着を深めてもらうため、みどりに関する出前講座や親子木工教室等のイベントの開催を進めます。

■緑地における美化活動



■親子木工教室



■雑木林とグリーンセンターに関する出前講座



(3) 情報の共有化

市の広報紙やホームページを積極的に活用するなど、みどりに関する情報提供の仕組みを確立し、みどりに関する市民への意識啓発と情報の共有化を図ることにより、協力体制の充実を図ります。



■彩サポだより



■広報にいざ



■埼玉みどりのポータルサイト

5-4 進行管理

本計画は、概ね20年後の将来を見据えた計画としていますが、計画期間内においても、社会情勢やみどりを取り巻く環境が大きく変化していくことも大いに予測されます。

そのため、本計画を実効性があるものとするため、アクションプラン（実施計画）を策定するとともに、「P D C A(Plan-Do-Check-Action)」サイクルのもと、アクションプランの進行管理に則して事業の実施及び評価・検証を行います。

更に、事業の評価・検証結果や社会及び経済状況の変化を踏まえ、必要に応じて、計画及び事業の見直しを行うものとします。

